

【届出_根拠規範】13_東京都江東区1_22

○江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

平成元年12月16日

条例第40号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(平18条例52・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達した日の属する年度の末日までの者又は20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭等」とは、次の各号のいずれかに該当する児童(ただし、当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。)の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。)者であって、父母、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外の者をいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 父又は母が監護しない前項各号に掲げる児童

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」

【届出_根拠規範】13_東京都江東区1_22

には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(平17条例29・平17条例46・平18条例52・平21条例21・平24条例27・平29条例11・一部改正)

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、区内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われるもの又はこれに準ずるものであって規則で定めるものとする。

- (1) ひとり親家庭等の父又は母及び児童
- (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項各号に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としてない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (2) 規則で定める施設に入所している者
- (3) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

(平12条例72・平17条例46・平18条例52・平21条例21・一部改正)

(所得の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌々年の1月1日から1年間は対象者としてない。

- (1) ひとり親家庭等の父若しくは母又は養育者(以下「ひとり親等」という。)の前々年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を

【届出_根拠規範】13_東京都江東区1_22

維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等(父又は母に限る。以下この号において同じ。)の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。

(2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの前々年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。
(平15条例24・平17条例46・平18条例52・平30条例6・一部改正)

(医療証の交付)

第5条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、区長に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第6条 区は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。以下同じ。)のうち、当該法令の規定によって対象者及び対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額(以下「対象者等負担額」という。)から、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法に規定

【届出_根拠規範】13_東京都江東区1_22

により負担すべき額(入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。)に相当する額(同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額)及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下単に「食事療養標準負担額」という。)又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額(以下単に「生活療養標準負担額」という。)の合計額(以下「一部負担金等相当額」という。)を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める者については、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、対象者等負担額(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く。)を助成する。

3 前2項の規定による助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

(平12条例72・平12条例89・平14条例49・平18条例52・平20条例9・一部改正)

(医療費の助成)

第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診察、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特別の理由があると認めるときは、ひとり親等に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(平18条例52・一部改正)

(一部負担金等相当額等の支払方法)

【届出_根拠規範】13_東京都江東区 1_22

第7条の2 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、
第6条第1項に規定する一部負担金等相当額を高齢者の医療の確保に関する法律第67条及び厚生労働省令の規定の例により病院等に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける第6条第2項に規定する規則で定める者は、同項で除外した食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を、厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

(平12条例72・追加、平12条例84・平14条例49・平18条例52・平20条例9・一部改正)

(届出義務)

第8条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに区長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家庭に属する対象者の現況について、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第10条 区長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(平18条例52・一部改正)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平12条例72・平20条例9・一部改正)

【届出_根拠規範】13_東京都江東区 1_22

附 則

1 この条例は、平成2年1月1日から施行する。ただし、第6条、第7条、第8条第2項及び第10条の規定は、同年4月1日から施行する。

2 この条例による医療費の助成は、対象者の疾病又は負傷について平成2年4月1日以後に第6条第1項に定める医療に関する給付が行われた場合における当該給付の医療費について行う。

附 則(平成12年条例第72号)

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項第4号を削る改正規定は、平成12年9月1日から施行する。

2 この条例による改正後の江東区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第6条、第7条の2及び第11条の規定は、平成13年1月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(中間省略)

附 則(平成12年条例第89号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第49号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江東区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成15年条例第24号)

【届出_根拠規範】13_東京都江東区 1_22

- 1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 施行日の前日までを有効期限とする医療証の交付に係る所得の制限については、なお従前の例による。

附 則(平成17年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第46号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成20年4月1日以後に行われる医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成21年条例第21号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第27号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第11号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

【届出_根拠規範】13_東京都江東区 1_22

附 則(平成30年条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条第1項第1号の規定は、平成32年1月1日以後に行われる医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。